

9. その他の制度について

3) 生活福祉資金制度

障がいのある方が生業を営むのに必要な経費、就職するために必要な支度をする経費、生業を営み又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費等を貸し付ける制度です。

《手続き》

地域の民生委員に相談し、洞爺湖町社会福祉協議会にお申し出下さい。

※連帯保証人が必要です。

【担当】洞爺湖町社会福祉協議会 電話 76-4363